鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

(履行遅滞の場合における損害金)

第58条の2 略

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出 2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出 来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につ き、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計 算して得た額とする。

(請負代金の支払)

第59条 略

- 2 略
- 3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により 3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により 前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負 代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未 支払金額につき、年3.6パーセントの割合で計算し た額の遅延利息の支払を請求することができる。こ の場合において、知事がその責めに帰すべき事由に より第52条第1項の期間内に完成検査をしなかった ときは、その期限を経過した日から完成検査をした 日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、 検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日 において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

- 2 略
- により返還すべき額を返還しないときは、その遅延

(履行遅滞の場合における損害金)

第58条の2 略

来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につ き、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計 算して得た額とする。

改正前

(請負代金の支払)

第59条 略

- 前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負 代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未 支払金額につき、年3.7パーセントの割合で計算し た額の遅延利息の支払を請求することができる。こ の場合において、知事がその責めに帰すべき事由に より第52条第1項の期間内に完成検査をしなかった ときは、その期限を経過した日から完成検査をした 日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、 検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日 において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

- 2 略
- 3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定 3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定 により返還すべき額を返還しないときは、その遅延 日数に応じ、未返還額につき年3.6パーセントの割 日数に応じ、未返還額につき年3.7パーセントの割

できる。

(部分払)

第65条 略

- 2 略
- 代金の額の40パーセントを超える場合に限りするこ とができる。
- 4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分 4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分 に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の 規定により前金払をした工事については、当該回数 から1回を減じた回数)の範囲内においてしなけれ ばならない。ただし、知事が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。
 - (1) 請負代金の額が1,000万円未満の工事 2回

(2)~(4) 略

5 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

- 上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部 分等確認願を受理した日から14日以内に、同項の確 認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負 者に通知しなければならない。この場合において、 知事は、必要があると認められるときは、その理由 を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊し て検査することができる。
- 3 請負者は、前項前段の通知を受けた場合におい 3 請負者は、前項後段の通知を受けた場合におい て、当該部分払金の支払を請求しようとするとき は、請求書を知事に提出しなければならない。
- 4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

- 2 略
- よる前払金があったときは、当該前払金の額(第65 条の規定による部分払をしているときは、その部分 払において償却した前払金の額を控除した額)を同 項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控 除する。この場合において、受領済みの前払金額に | 除する。この場合において、受領済みの前払金額に

合で計算した額の遅延利息の支払を請求することが 合で計算した額の遅延利息の支払を請求することが できる。

(部分払)

第65条 略

2 略

- 3 第1項の部分払は、同項の請負代金相当額が請負 3 第1項の部分払は、請負代金の額が100万円以上 の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の 40パーセントを超える場合に限りすることができ
 - に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の 規定により前金払をした工事については、当該回数 から1回を減じた回数)の範囲内においてしなけれ ばならない。ただし、知事が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。
 - (1) 請負代金の額が100万円以上1,000万円未満の 工事 2回

(2)~(4) 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

- 2 知事は、前項の場合において、請負者の立会いの 2 知事は、前項前段の場合において、請負者の立会 いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来 形部分等確認願を受理した日から14日以内に、同項 の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を 請負者に通知しなければならない。この場合におい て、知事は、必要があると認められるときは、その 理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破 壊して検査することができる。
 - て、当該部分払金の支払を請求しようとするとき は、請求書を知事に提出しなければならない。
 - 4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

- 2 略
- 3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定に 3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定に よる前払金があったときは、当該前払金の額(第65 条の規定による部分払をしているときは、その部分 払において償却した前払金の額を控除した額)を同 項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控

なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の 規定によるときにあっては<u>その余剰額</u>に前払金の支 払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除 が第70条又は前条の規定によるときにあっては<u>その</u> 余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4~8 略

4~8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定した請負契約に係る第58条の2第1項の損害金、第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。